

## 池田町予定価格の事後公表実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）の公正な競争を確保するため、池田町が発注する工事、委託業務及び物品の調達（以下「工事等」という。）に係る競争入札の予定価格について、入札執行後の公表（以下「事後公表」という。）を実施することに関し、必要な事項を定める。

### (対象工事等)

第2条 予定価格の事後公表の対象となる工事等は、競争入札に付すものを対象とする。

### (事後公表の周知)

第3条 事後公表を行う場合は、あらかじめ当該工事等の入札公告及び指名通知に予定価格を事後公表とする旨を明記するものとする。

### (事後公表の時期及び方法)

第4条 事後公表は、契約締結後速やかに「入札及び契約の状況等に係る事項の公表に関する基準」及び「物品購入等及び委託業務の公表に関する基準」に定める方法により行うものとする。ただし、入札不調の場合及び落札者が契約を締結しない場合は、公表しない。

### (その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、町長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

### (予定価格の事前公表に関する取扱基準の廃止)

2 予定価格の事前公表に関する取扱基準（平成14年制定）は、廃止する。